

さいたま市物品納入等業者選定委員会要領

(設置)

第1条 市が発注する物品の製造の請負、買入れ又は修理（以下「物品納入等」という。）の入札等を公正に行うため、さいたま市物品納入等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 物品納入等の入札に参加しようとする者の登録に必要な資格審査に関すること。
- (2) 入札等に付する物品納入等の契約方法に関すること。
- (3) 物品納入等の一般競争入札の参加希望者の資格審査等に関すること。
- (4) 物品納入等の指名競争入札又は随意契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (5) 市の資格審査を受け、物品納入等の資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）の入札参加停止および入札参加除外に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、財政局長を、副委員長は、財政局契約管理部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務局総務部長
- (2) 市民局市民生活部長
- (3) スポーツ文化局スポーツ部長
- (4) 保健衛生局保健部長
- (5) 福祉局生活福祉部長
- (6) 子ども未来局子ども育成部長
- (7) 環境局環境共生部長
- (8) 経済局商工観光部長
- (9) 都市局都市計画部長
- (10) 建設局土木部長
- (11) 消防局総務部長
- (12) 教育委員会事務局管理部長

(会議)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、非公開とする。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは副委員長が、委員長及び副委員長が共に事故あるとき又は委員長及び副委員長が共に欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第5条 定例会は、原則として毎月第1及び第3水曜日に開催する。

2 臨時会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長が、急施を要すると認めたとき又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議の開催に代えることができる。

5 負担行為予定金額が500万円未満の物品納入等の指名業者の選定等については、会議の開催を省略することができる。

6 有資格者の入札参加停止について、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程に基づく、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会及びさいたま市業務委託業者選定委員会設置要領に基く、さいたま市業務委託業者選定委員会において審議決定された事項にあつては、委員会の審査を省略することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局契約管理部調達課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。